

岩手県警察パブリック・コメント制度の実施に関する要綱の制定について

(平成13年1月9日岩警発第9号警察本部長)

[沿革]平成13年6月岩県民第134号改正

各 部 長
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成13年4月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようになされたい。

別添

岩手県警察パブリック・コメント制度の実施に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手県警察パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、県民の多様な意見を考慮した意思決定を行う仕組みを確立し、意思決定過程の公正性と透明性の向上を図り、もって「県民の期待と信頼にこたえる警察」の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 岩手県警察パブリック・コメント制度 岩手県警察の行政施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を県民に公表し、これらについて提出された県民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する岩手県警察の考え方を公表する、一連の手続きをいう。
- (2) 部長等 岩手県警察本部組織条例(昭和29年岩手県条例第24号)に規定する部及び岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)に規定する学校の長をいう。

(対象)

第3 部長等は、次の各号に掲げる計画、条例等(以下「計画等」という。)の案を策定しようとするときは、この要綱に定める手続きを行わなければならない。

- (1) 岩手県警察の行政施策に関する基本的な計画の決定又は変更
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例(分担金、使用料及び手数料の徴収に係るものを除く。)及び制度の制定又は改廃
- (3) 広く県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の決定又は変更

2 部長等は、この要綱に定める手続きを行うことが、その手続きを行うために要する時間、費用等の面から明らかに合理性を欠くと認められる場合には、当該手続きの全部又は一部を行わないことができる。

3 部長等は、第1項各号のいずれかに該当しないものであっても、岩手県警察パブリック・コメント制度の趣旨に照らしこの要綱に定める手続きを行うことが望ましいものについては、当該手続きを行うように努めるものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(手続きの実施時期等)

第4 部長等は、岩手県警察パブリック・コメント制度の対象となる計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案を公表しなければならない。

2 部長等は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次の各号に掲げる関係資料及び関連する情報を併せて公表するように努めるものとする。

(1) 関係資料

ア 案を作成した趣旨、目的、背景等

- イ 案の概要
- ウ 案の代替案がある場合はその代替案
- (2) 関連する情報
 - ア 根拠法令の規定又は上位計画の概要
 - イ 案の位置付け
 - ウ 案の実施及び実施後に必要と見込まれる経費の概要
 - エ 立案に際して整理した論点
 - オ その他必要と認められる情報

(公表の方法等)

第5 部長等は、県民からの意見を反映させるため、計画等の案並びに関係資料及び関連する情報(以下「案等」という。)を公表しようとするときは、岩手県警察のホームページに掲載しなければならない。

2 部長等は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる方法のうち、必要に応じ複数の方法を活用し、広く県民に計画等の案の概要等が周知されるように努めるものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 報道機関への発表
- (3) 印刷物の配布

3 公表する内容が相当量に及ぶ場合には、活用する公表方法の全てにおいて公表資料全体を公表する必要はないものとする。この場合において、部長等は、案等の概要及び公表資料全体の入手方法を明確にしておかなければならない。

(意見の提出)

第6 部長等は、県民が意見を提出するために必要な期間等を勘案し、原則として1か月以上の提出期間及びその提出方法を定め、案等を公表するときに明示するものとする。

2 県民が意見を提出する方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は第7第1項の規定により開催する公聴会における意見の聴取によるものとする。

3 計画等の案についての意見を提出した個人又は法人の氏名、名称その他の当該個人又は法人に関する情報を公表する場合には、その計画等の案を公表するときにその旨を明示しなければならない。

(公聴会の開催)

第7 部長等は、公聴会を開催して、計画等の案に対する意見の提出を受けようとするときは、次に掲げる事項を定め、その案を公表するときに明示するものとする。

- (1) 公聴会を開催する日時及び場所
- (2) 公聴会において意見を述べようとする者の申し出の手続
- (3) 公聴会において意見を述べることのできる者の数及び意見を述べる者の選定方法
- (4) その他必要と認められる事項

2 部長等は、第5第2項第1号の説明会の場で、計画等の案の説明の際に併せて意見の提出を受けることができるものとする。この場合において、説明会の開催、意見の提出の手続等に関しては、前項の規定を準用する。

(意見の処理)

第8 部長等は、提出された県民からの意見を考慮して、計画等について意思決定するものとする。

2 部長等は、計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見及びこれらに対する岩手県警察の考え方を公表しなければならない。

3 部長等は、提出された意見を考慮して計画等の案を修正して意思決定を行ったときは、その修正の内容及び理由を公表しなければならない。

4 部長等は、提出された意見の中に、個人情報又は法人情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

5 第5の規定は、第2項及び第3項に規定する公表の方法について準用する。

(特例処置)

第9 部長等は、計画等の案に関して、審議会等の付属機関又はそれに類するものが、こ

の要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づいて、当該報告、答申等と実質的に同じ内容の計画等の案を立案する場合はこの要綱に定める手続を行わないことができる。

(手続の再実施)

第10 計画等の案に関して、この要綱に定める手続を終了した後、計画等について意思決定するまでに相当の期間を経過した場合、又は事情の変化等により、第4第1項の規定により公表した案とは異なる案を立案する必要がある場合には、この要綱に定める手続を再度行わなければならない。

(報告等)

第11 部長等は、第4第1項の規定により計画等の案を公表しようとするときは、あらかじめ、県民課長を経由して本部長に報告するものとする。

2 部長等は、報告後、県民課長に岩手県警察のホームページへの掲載を要請するものとする。

3 県民課長は、岩手県警察パブリック・コメント制度の実施状況を取りまとめるものとする。

様式（第10関係）

岩手県警察パブリック・コメント制度実施状況一覧

番号	案 件 名	担 当 部 課 等	案の公表日～意見提出期限	意見提出のあて先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

岩手県警察パブリック・コメント制度の実施に関する要綱の解釈・運用について

(平成13年1月9日付け岩警務発第10号警察本部長)

保 存	1 年
廃 棄	平成15年 1 月

記

(目的)

第1 この要綱は、岩手県警察パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、県民の多様な意見を考慮した意思決定を行う仕組みを確立し、意思決定過程の公正性と透明性の向上を図り、もって「県民の期待と信頼にこたえる警察」の推進を図ることを目的とする。

【解釈・運用】

この制度は、岩手県警察行政の基本的な施策に関する計画案等についての賛否を問うものではなく、県民の意見をその意思決定過程に反映させ、もって県警察の意思決定の公正性と透明性をさらに高めるとともに、「県民の期待と信頼にこたえる警察」を一層推進するために確立したものである。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 岩手県警察パブリック・コメント制度 岩手県警察の行政施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を県民に公表し、これらについて提出された県民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する岩手県警察の考え方を公表する、一連の手続きをいう。
- (2) 部長等 岩手県警察本部組織条例（昭和29年岩手県条例第24号）に規定する部及び岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）に規定する学校の長をいう。

【解釈・運用】

「県民」には、県内に住所を有する者のほか、県内において何らかの社会的活動等を行っている者を含む。

また、県外の者から意見等の提出があった場合、それに答える義務はないが、行政政策の決定に際し、参考となる意見であれば積極的に取り入れる。

(対象)

第3 部長等は、次の各号に掲げる計画、条例等（以下「計画等」という。）の案を策定しようとするときは、この要綱に定める手続きを行わなければならない。

- (1) 岩手県警察の行政施策に関する基本的な計画の決定又は変更
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例（分担金、使用料及び手数料の徴収に係るものを除く。）及び制度の制定又は改廃
- (3) 広く県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の決定又は変更

2 部長等は、この要綱に定める手続きを行うことが、その手続きを行うために要する時間、費用等の面から明らかに合理性を欠くと認められる場合には、当該手続きの全部

又は一部を行わないことができる。

- 3 部長等は、第1項各号のいずれかに該当しないものであっても、岩手県警察パブリック・コメント制度の趣旨に照らしこの要綱に定める手続を行うことが望ましいものについては、当該手続を行うように努めるものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

【解釈・運用】

1 次のものは無条件に岩手県警察パブリック・コメント制度の対象とするが、その内容は以下のとおりである。

- (1) 岩手県警察の行政施策に関する基本的な計画の決定又は変更
新岩手県警察長期構想計画や、行政施策の基本方針等を定めたもののよう、一定の目的のために目標等を設定したりすることをいい、構想、指針、基本的方向等その名称を問わない。
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例及び制度の制定又は改廃
公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例のように、県民の権利を制限し、県民に義務を課したりする条例を新たに制定する場合や、その内容を大幅に改正したり、廃止したりする場合をいう。
- (3) 広く県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の決定又は変更
新たな警察署等の建設（例えば、盛岡南警察署の建設など）をしようとする場合に該当するが、建て替え・増改築は該当しない。
また、交番・駐在所を新設しようとする場合は、「広く県民の公共の用に供される施設」に該当しないことから、対象としない。

2 第2項は、この制度の適用対象であっても、県民等の生命、健康を守るために緊急に条例を議会に提案しなければならないような場合、この制度の実施に要する費用と比較した場合それにより得られる効果が極めて小さい場合（例えば、対象とする計画等そのものが軽微なものであったり、裁量の余地が極めて限られているような場合、あるいは変更部分が技術的な修正にすぎないような場合）には、この制度に定める手続きの全部又は一部を省略することができることを定めたものである。

なお、「手続きの一部を行わないことができる。」とは、計画等の案だけに止めたり、意見の提出期間を短縮したりする等この制度の手続き要件の一部を省略、又は簡略化することをいう。

3 制度の対象となるものについて、法令により公聴会等への付議が義務づけられている場合は、法令に則った手続きを進め、法令のものと並行してこの制度を適用させるということではない。

また、具体の案件が、この制度の対象となるかどうかは、部長等が判断するが、第3項は当該具体の案件がこの制度の対象に該当しないものであっても、この制度の趣旨に照らし、実施することとする努力義務を規定したものである。

なお、第1項各号のいずれかに該当するかが不明な場合にあっては、警務課長に質疑すること。

（手続の実施時期等）

第4 部長等は、岩手県警察パブリック・コメント制度の対象となる計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案を公表しなければならない。

2 部長等は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次の各号に掲げる関係資料及び関連する情報を併せて公表するように努めるものとする。

(1) 関係資料

- ア 案を作成した趣旨、目的、背景等
イ 案の概要
ウ 案の代替案がある場合はその代替案

(2) 関連する情報

- ア 根拠法令の規定又は上位計画の概要
- イ 案の位置付け
- ウ 案の実施及び実施後に必要と見込まれる経費の概要
- エ 立案に際して整理した論点
- オ その他必要と認められる情報

【解釈・運用】

- 1 この制度の趣旨は、県民の意思を岩手県警察の意思形成過程に反映させることにあることから、部長等は、その最終的な意思決定を行う前にこの制度に定める手続きを行わなければならない。事前手続きが法定化されていたり、関係機関との事前協議が義務付けられているものについては、それらの手続きに着手する前に、計画等の案を公表する必要がある。
- 2 公表された計画等の案について、県民にその内容を分かり易く説明し、理解してもらうためには、第2項に掲げるような資料や関連する情報を提供することが必要である。ここに掲げているのは例示であるから、実際に手続きを行う場合には、それらを参考に資料や関連する情報を提供する必要がある。
 - (1) 「案の位置付け」とは、その案が立案過程におけるどの段階の案なのかをいう。
 - (2) 「実施後に必要と見込まれる経費」とは、将来にわたる維持費、運営費等の概要をいう。
 - (3) 「その他必要と認められる情報」としては、計画等の実現によって生じることが予想される影響の程度及び範囲をいい、計画等の案を検討会又はこれに類するもの(以下「検討会」という。)に付議した場合には、その検討の内容がわかる書類等が考えられる。

(公表の方法等)

- 第5 部長等は、県民からの意見を反映させるため、計画等の案並びに関係資料及び関連する情報(以下「案等」という。)を公表しようとするときは、岩手県警察のホームページに掲載しなければならない。
- 2 部長等は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる方法のうち、必要に応じ複数の方法を活用し、広く県民に計画等の案の概要等が周知されるように努めるものとする。
 - (1) 説明会の開催
 - (2) 報道機関への発表
 - (3) 印刷物の配布
 - 3 公表する内容が相当量に及ぶ場合には、活用する公表方法の全てにおいて公表資料全体を公表する必要はないものとする。この場合において、部長等は、案等の概要及び公表資料全体の入手方法を明確にしておかなければならない。

【解釈・運用】

- 1 第2項は努力規定である。「説明会」については、担当職員が計画等の案の内容について直接県民に対して説明することは、その内容を正しく理解してもらう上で効果的であることから、積極的に活用すること。
- 2 第3項の「公表する内容が相当量に及ぶ場合」とは、ホームページに掲載する場合に、データ量が多くサーバー容量等の都合により、全体の公表に支障がある場合や、案の中に容易に複製できない図面等がある場合をいう。

(意見の提出)

- 第6 部長等は、県民が意見を提出するために必要な期間等を勘案し、原則として1か月以上の提出期間及びその提出方法を定め、案等を公表するときに明示するもの

とする。

- 2 県民が意見を提出する方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は第7第1項の規定により開催する公聴会における意見の聴取によるものとする。
- 3 計画等の案についての意見を提出した個人又は法人の氏名、名称その他の当該個人又は法人に関する情報を公表するときにその旨を明示しなければならない。

【解釈・運用】

- 1 県民からの意見の提出期間は、意見の提出機会を確保するために最低でも1か月間は設定する必要がある。ただし、第3第2項又は第3項の規定に基づきこの制度を適用しようとする場合にあっては、この制度の趣旨を損なわない範囲で、その期間を短縮することができるものとする。
- 2 意見の提出方法については、書面によることを原則としているが、事案によっては口頭による陳述の方が、有効かつ適切である場合があるので、できるだけ公聴会を開催したり、案等の説明会の場を活用して、県民からの意見を収集するように努めるものとする。
- 3 県民が意見を提出する際には、氏名及び住所を明らかにして意見を提出してもらうことになるが、提出された意見を公表するときに併せて氏名等を公表しようとする場合は、公表する旨の事前の予告がなければ、その氏名を公表することはできず、また、本人から氏名等の公表を希望しない旨の申し出があった場合には、公表の予告をしていた場合であっても、氏名等の公表はできないので、留意する。

（公聴会の開催）

第7 部長等は、公聴会を開催して、計画等の案に対する意見の提出を受けようとするときは、次に掲げる事項を定め、その案を公表するときに明示するものとする。

- (1) 公聴会を開催する日時及び場所
- (2) 公聴会において意見を述べようとする者の申し出の手続
- (3) 公聴会において意見を述べることのできる者の数及び意見を述べる者の選定方法
- (4) その他必要と認められる事項

【解釈・運用】

この規定は、公聴会、あるいは公聴会に準じた形で説明会を開催する場合の手続きを定めたものであり、公聴会とは、一定の事項について決定をする場合に、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聴いて参考に資するために開かれるもので、予め提出される陳述意見の概要を参考に、公聴会において意見を述べようとする者を幅広く選定することができる。したがって、公聴会にするか説明会にするか、その開催場所を1か所にするか、複数か所にするかということ等については、案件の内容等を勘案しながら選択する必要がある。

（意見の処理）

第8 部長等は、提出された県民からの意見を考慮して、計画等について意思決定するものとする。

- 2 部長等は、計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見及びこれらに対する岩手県警察の考え方を公表しなければならない。
- 3 部長等は、提出された意見を考慮して計画等の案を修正して意思決定を行ったときは、その修正の内容及び理由を公表しなければならない。
- 4 部長等は、提出された意見の中に、個人情報又は法人情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 5 第5の規定は、第2項及び第3項に規定する公表の方法について準用する。

【解釈・運用】

「意見を考慮して」とは、提出された意見を必ず取り入れるということではなく提出された意見を十分検討して、そのうえで判断するということである。案についての賛否を問うものではないので、賛否の意見について岩手県警察としての考え方を示す必要はない。

第4項は、提出された意見の中に、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものや、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができることを規定したもので、こうした個人情報等の扱いには細心の注意を払う必要がある。

(特例処置)

第9 部長等は、計画等の案に関して、審議会等の付属機関又はそれに類するものが、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づいて、当該報告、答申等と実質的に同じ内容の計画等の案を立案する場合はこの要綱に定める手続を行わないことができる。

【解釈・運用】

審議会等がこの制度に準じた手続を経て策定した報告や答申等に基づいて、実質的にそれと同じ内容の計画等の案を立案する場合には、同様の手続を行う必要はないことから、手続を省略することができる。

(手続の再実施)

第10 計画等の案に関して、この要綱に定める手続を終了した後、計画等について意思決定するまでに相当の期間を経過した場合、又は事情の変化等により、第4第1項の規定により公表した案とは異なる案を立案する必要がある場合には、この要綱に定める手続を再度行わなければならない。

【解釈・運用】

この趣旨は、案等を公表した後、期間を定めて意見等を提出させたが、その後長期間にわたって最終的な意思決定を下さないという運用を防ぐことにあるが、「相当の期間」の考え方については当面ケースバイケースで判断することになる。

事情の変化等により、既に公表された案とは異なる内容の案を立案せざるを得なくなった場合を想定しており、提出された意見を考慮した結果、計画等の基本的な箇所について当初の案とは異なる内容の案を最終的に意思決定するのが適切であると判断した場合もこれに当たる。

(報告等)

第11 部長等は、第4第1項の規定により計画等の案を公表しようとするときは、あらかじめ、警務課長を経由して本部長に報告するものとする。

2 部長等は、報告後、総務課長に岩手県警察のホームページへの掲載を要請するものとする。

3 警務課長は、岩手県警察パブリック・コメント制度の実施状況を取りまとめるものとする。

【解釈・運用】

部長等は、計画等の案を公表しようとするときは、事前に警務課長を経由して本職に報告することとした。この場合において、明らかにパブリック・コメント制度を適用する必要がないと判断されるときは、警務課長は従前の意思決定により処理することができる。

なお、警務課長にあつては、本部長への報告を基に実施状況を取りまとめるとともに、各部の施策等のうち、パブリック・コメント制度の適用が必要なものについて、部長等に助言することができる。